



第120回歴博フォーラム

超高齢社会における 葬墓制の再構築をめざして



令和6年

12月21日[土] 10時～17時

会場

一橋講堂 (東京都千代田区
一ツ橋2丁目1-2)



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History

超高齢社会における葬墓制の再構築をめざして

日時：令和6年12月21日(土) 10:00～17:00

会場：一橋講堂(東京都千代田区一ツ橋2丁目1-2)

主催：国立歴史民俗博物館

プログラム

10:00～10:10	開会挨拶 西谷 大(国立歴史民俗博物館・館長)
10:10～10:20	趣旨説明 山田慎也(国立歴史民俗博物館・副館長)
	第1部 戦後日本における葬儀と墓の標準化
10:20～10:45	「火葬の普及と葬儀の告別式化」 山田慎也
10:45～11:10	「葬儀事業者のサービス業化と消費者意識」 玉川貴子(名古屋学院大学・現代社会学部・准教授)
11:10～11:35	「墓標から見た家墓の核家族化」 朽木 量(千葉商科大学・政策情報学部・教授)
11:35～13:00	昼休憩
	第2部 標準化から多様化の時代へ
13:00～13:25	「死の社会化—死後をどのように支え合うのか、鹿児島・神戸の自助組織の事例から」 小谷みどり(シニア生活文化研究所・代表理事)
13:25～13:50	「吊いのデザインの方向性—新たなつながりの時代に求められるもの」 瓜生大輔(芝浦工業大学・デザイン工学部・助教)
13:50～14:15	「社会は「無縁故死者」をいかに受け入れるべきか—韓国と日本の比較」 金セッピョル(総合地球環境学研究所・客員助教)
14:15～14:30	休憩
	第3部 地方自治体が対応する死者—全国アンケート調査から
14:30～14:55	「地方自治体による遺体・遺骨に対する儀礼」 大場あや(日本学術振興会・特別研究員(PD))
14:55～15:20	「地方自治体による遺骨の扱い方—骨上げ・安置・納骨」 問芝志保(東北大学大学院・文学研究科・准教授)
15:20～15:40	休憩
15:40～16:50	総合討論 司会 山田慎也 コメント1 田中大介(自治医科大学・医学部・教授) コメント2 土居 浩(ものづくり大学・教養教育センター・教授)
16:50～17:00	閉会挨拶 吉村郊子(国立歴史民俗博物館・研究部・助教)

開催にあたって

山田 慎也(国立歴史民俗博物館)

日本は世界で最たる高齢社会となり、現在も高齢化が進行している。そして死亡人口も増大し、2040年には年間167万人が亡くなると予測されている。出生数も少なくなって人口が減少し、高齢者の割合はさらに大きくなっていく。また世帯の構成人数も減じており、とくに高齢者の夫婦や単身の世帯が増加している。こうした人口構造の変化だけでなく、家族観の変容や地域社会の解体、グローバル経済による就業構造の変化によって、戦後形成されてきた社会のあり方は大きく変容した。

そして1990年代以降、葬儀が小規模化・簡略化され多様な儀礼形態が誕生し、また家族による祭祀継承の必要のない合葬墓や散骨、樹木葬などが生まれる一方、墓じまいといった現象も起きている。このような多様な状況の下では、葬儀をどのようにしたらよいのか戸惑っている人が多いのも事実である。ただし、葬儀の小規模化が進み、「家族葬」という用語が普及したことで、葬儀の実施は近親者に限られるとの認識がより強まっている観は否めない。近親者のみが葬送を行うということになれば、単身化が進み、家族や近親者がいない、いたとしても頼れない人が増加している現状では、葬送がなされない死者が増加していくこととなる。

こうして近年、引き取り手がないとして地方自治体が対応する死者が増加している。自治体による対応は法的に規定されているものの、基本は近親者に引き取られることが前提となっている。そこで自治体は例外的な対応として行ってきたが、現在では例外とするにはあまりに数が多くなってきた。特に手続きに関しての規定がないため、トラブルも多く発生している。近年、遺留金の取り扱いなど手続きについての対応も見られるが、まず地方自治体がどのように死者に対処しているのか、なかでも葬送儀礼という観点から、どのような対応がなされているのか、全国市区町村を対象とした初のアンケート調査を実施した。そこでは自治体ごとに儀礼や遺骨の取り扱いなどにかなり差異があることが明らかとなった。

そこでこのフォーラムでは、まず、戦後高度経済成長期以降、告別式中心の葬儀様式と家族墓が全国的に普及していった過程を確認した上で、1990年代以降、その形態が維持できなくなり、対応のあり方が多様化していく状況を把握するとともに、地方自治体が対応する死者の多様な実態を検討する。大きく変容した現代社会において、どのように死を迎え、葬儀を含め、死後の対処がなされていくのか、だれもが安心して死を迎え、また周りの人々もそれを穏やかに受けとめていけるよう、将来に向き合う課題についても考えていきたい。

このフォーラムは科学研究費補助金基盤研究B「超高齢多死社会を見据えた葬墓制システムの再構築：多様な生前と死後をつなぐために」および本館基幹共同研究「高齢多死社会における生前から死後の移行に関する統合的研究」の成果の一部である。

登壇者の紹介

山田 慎也

(国立歴史民俗博物館・副館長)

- ・『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』(山田慎也・土居浩編、吉川弘文館、2022年)
 - ・『現代日本の「看取り文化」を構想する』(浮ヶ谷幸代・田代志門・山田慎也編、東京大学出版会、2022年)
 - ・『現代日本の死と葬儀—葬祭業の展開と死生観の変容』(東京大学出版会、2007年)
-

玉川 貴子

(名古屋学院大学・現代社会学部・准教授)

- ・『葬儀業界の戦後史—葬祭事業から見える死のリアリティ』(青弓社、2018年)
 - ・「被災の語りを中断すること—阪神淡路大震災の語り部にとっての東日本大震災—」(浜日出夫編著『サバイバーの社会学—喪のある景色を読み解く』ミネルヴァ書房、2021年)
 - ・「『潜在的なひとり』を見据えた終活と葬儀業者」(『都市問題』114(8)、後藤・安田記念東京都市研究所、2023年)
 - ・『葬儀業』(平凡社、2024年)
-

朽木 量

(千葉商科大学・政策情報学部・教授)

- ・「両墓制の終焉と伝統の護持」(山田慎也・土居浩編『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』吉川弘文館、2022年)
 - ・「墓石解説と文字認識」(『季刊考古学』149、特集 墓石の考古学、2019年)
 - ・『墓標の民族学・考古学』(慶應義塾大学出版会、2004年)
-

小谷 みどり

(シニア生活文化研究所・代表理事)

- ・『「ひとり死」時代のお葬式とお墓』(岩波新書、2017年)
 - ・「葬送から見る社会や家族の変容」(『日本家政学会誌』70(6)、2019年)
-

瓜生 大輔

(芝浦工業大学・デザイン工学部・助教)

- ・「デジタル時代の弔い方」(山田慎也・土居浩編『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』吉川弘文館、2022年)
- ・「21世紀の両墓制：納骨堂へのデジタル技術導入にともなう埋葬形態と祭祀対象の変化」(『論文集(2023年度・令和5年度)』冠婚葬祭総合研究所、2024年)
- ・「デジタル故人情報リテラシー」(『世界』984(2024年8月号)、岩波書店、2024年)

金 セツピョル

(総合地球環境学研究所・客員助教)

- ・『現代日本における自然葬の民族誌』(刀水書房、2019年)
 - ・『葬いとカメラ』(金セツピョル・地主麻衣子編著、左右社、2021年)
 - ・展覧会『死を肖像する—鄭梨愛×金セツピョル 文化人類学とアートの協働がひらく地平』(2024年)
-

大場 あや

(日本学術振興会・特別研究員(PD))

- ・『葬制の変容と住民組織に関する研究—山形県最上郡最上町の契約講と新生活運動—』(博士学位論文、大正大学、2022年)
 - ・「[無縁社会]論の諸相と展望—孤独死と葬制をめぐって—」(駒澤大学『文化』42、2024年)
 - ・「新生活運動と「冠婚葬祭の簡素化」—広報にみる地域住民の論理と「共同化」への動き—」(『宗教と社会』27、2021年)
-

問芝 志保

(東北大学大学院・文学研究科・准教授)

- ・『先祖祭祀と墓制の近代—創られた国民的習俗』(春風社、2020年)
 - ・「メディア報道にみる無縁墓の戦後史—何が問題とされたのか」(『死生学年報2022』東洋英和女学院大学死生学研究所編、リトン、2022年)
 - ・「大量死と遺骨—関東大震災の火葬はいかに経験されたか」(『都市問題(特集：関東大震災100年—復旧・復興の諸相)』114(9)、2023年)
-

田中 大介

(自治医科大学・医学部・教授)

- ・『葬儀業のエスノグラフィ』(東京大学出版会、2017年)
 - ・「COVID-19と葬儀業」(浮ヶ谷幸代・田代志門・山田慎也編『現代日本の「看取り文化」を構想する』、東京大学出版会)
 - ・「葬儀をめぐる変化と動向の諸相」(『生活協同組合研究』575、2023年)
-

土居 浩

(ものづくり大学・教養教育センター・教授)

- ・『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』(山田慎也・土居浩編、吉川弘文館、2022年)
- ・「納骨堂存疑—東京都23区の納骨堂数から考える」(『葬送文化』25、2024年)
- ・「都市で死者はいかに扱われるべきか—井下清による都市の葬務体系構想をめぐって」(『国立歴史民俗博物館研究報告』205、2017年)

火葬の普及と葬儀の告別式化

山田 慎也(国立歴史民俗博物館・副館長)

はじめに

本発表では、現代の葬送儀礼の変容について考える上で、それ以前の高度経済成長期以降の全国的な葬儀の標準化について検討するものである。これにより、なぜ1990年代以降に葬儀の変容が生じてきたのか、その要因を理解することが可能となるからである。従来当たり前に行われてきた葬送儀礼の形態は、葬儀祭壇を前にして多くの人々が参集し、通夜、葬儀告別式など一連の儀礼を実施し、そして遺体は火葬に付されていた。しかし1990年代以降、通夜、葬儀告別式などの儀礼は変化していった。喪家が一般の会葬を辞退するようになり、家族葬という用語が誕生して一般会葬者を制限するようになった。また儀礼を行わず火葬のみの直葬や通夜のない一日葬など、喪家の選択によって多様な状況が生じている。そして火葬した遺骨についても、家族墓だけではなく、合葬墓や散骨、樹木葬など、祭祀継承の不要な葬法や手元供養という形で個別に遺骨を所持する形態も生じている。このような変容の前段階には、告別式を中心とした儀礼形態が普及しており、火葬との関係も含めて、その実態について考察していきたい。

告別式とは

告別式の濫觴は中江兆民の死に際して行われた儀礼と言われている。中江は喉頭癌と診断され余命宣告をされた際に、『一年有半』のあとすぐ『続一年有半』を刊行、無神無靈魂説を主張し、葬儀をせず火葬のみと遺言した。しかし、それで済まないとした遺族や友人、弟子達が既存の葬送儀礼から宗教的と思われる部分を排除、代替したものであった。そのため、読経の代わりに追悼演説や弔詞(弔辞など)、焼香の代わりに棺前告別を行った。つまり中江の告別式は既存宗教を排除した葬儀の代替儀礼であった。しかしその後、仏式告別式、神式告別式など、焼香や玉串奉奠などの会葬部分を儀礼化したものを告別式と称するなど、一定時間で会葬を終えられる合理的で洗練された儀礼として認識されるようになった。そして当初、寺院や葬儀場で行われていた告別式を次第に自宅で行うようになる、「自宅告別式」も東京などで行われるようになった。こうして昭和初期には、都市を中心に告別式、特に自宅告別式が実施されるようになる。これに伴い自宅棺前を荘厳する需要が生まれ普及していったのが葬儀祭壇であり、当時は白布祭壇がよく使用されていた。

葬儀に対する認識の変化

アジア太平洋戦争が激化し末期になると、従来通りの葬儀が行えなくなった。戦後の混乱が落ち着いてくると、戦前並みに葬儀は実施されていくようになる。そして1952年ごろから葬儀用品問屋が積極的に全国に祭壇を販売するようになり、地方にも花輪とともに祭壇が浸透し、自宅での使用が進んでいった。そして、告別式という用語が都市部だけでなく村落部にも次第に浸透していくのである。例えば、和歌山県東牟婁郡串本町古座地区の場合、自宅での出棺の儀礼の後、葬列で寺の庭や墓地の広場に向かい、そこで輿を安置して引導式などの葬場の儀礼を行っていた。特に墓地の広場のことは「焼香場」と呼んでおり、参列者も葬場の儀礼では焼香をしていたのである。

戦後、告別式の用語が現地で使用されるようになり、古座地区では、自宅での出棺の儀礼を「葬儀」、寺の庭や焼香場での葬場の儀礼を「告別式」と称するようになった。しかし儀礼的には告別式という用語が使用される前と変わることがなく、告別式が会葬を中心とする儀礼であったことで、従来の焼香を含む葬場の儀礼を告別式と称したのである。さらにのちに移動が負担になると、一時は村なかの辻などで葬場の儀礼を行うこともあったが、自宅で「葬儀」と「告別式」を連続して行う形となり、これを

「内焼香」ともいうようになった。いわゆる一般にいわれる自宅告別式である。そして現在では、通夜から葬儀業者の葬儀場で行うようになり、「葬儀告別式」と称している。

火葬の浸透

戦後の火葬率の上昇は、告別式化を促進する大きな要素ともなっていた。土葬や野焼きの火葬など、地域共同体自身が遺体の対処を行っていた場合には、基本的には引導式などの葬場の儀礼を行ったあと埋葬や火葬となった。そのため、自宅から墓地や火葬場に行くためには葬列が必要であり、野外での葬場の儀礼を行っていた地域も多かった。しかし、昭和初期に重油の火葬炉が開発され、戦後になると、特に公営の火葬場が積極的に設置されるようになった。1960年には火葬率は63.1%であったが、1970年には79.2%となり、80年には91.1%、1990年には97.1%となる。こうした火葬場の利用により、遺体を一旦地域外に搬送することとなるため霊柩車を使用するようになり、遺体の移動である葬列は基本的に不要となり、形式的に行った地域もあったが、基本的にはなくなっていく。そして葬場の儀礼も、野外ではなく室内で行われるようになり、寺院本堂や喪家の自宅、公民館等に移っていった。

全国的な告別式の浸透

地域ごとに告別式の受容のあり方は多様でありながらも、地方でも祭壇を飾って葬儀告別式を行い、死者に別れを告げる形態が浸透していった。そして、古座地区の事例のように、もともと焼香などの会葬部分は含まれていたが、告別式という用語の伝播により、従来の儀礼を葬儀告別式と称するようになっていく。とくに葬列がなくなることで、出棺の儀礼から葬場の儀礼が区切れなく一連の儀礼となる地域も多く、それを葬儀告別式と称して、一定の時間に多数の人が参集して儀礼を終えることが可能となっていった。告別式の全国的な普及は、作法書からも確認することができる。1970年代まで東京中心の冠婚葬祭作法書が主であった。80年代以降、都道府県別の作法書が出版されるようになるが、あらゆる地域で、告別式と葬儀の性質の違いを述べた上で、現在では葬儀告別式として実施されていると記述されている。つまり全国的に、告別式化した葬送儀礼として捉えられているのである。このように告別式は一定の時間内に多数の参列者に対応できる点では、極めて合理的であり、戦後、喪主や故人の職場関係者などの会葬者の増加に対応することが可能な儀礼であった。しかも、多様な死生観が並立する中で、「別れ」という最低限共有できる儀礼であったゆえ、高度経済成長期以降告別式が標準的な形態として浸透していったと考えられる。しかし、1990年代以降、その儀礼の性質が逆にデメリットとなっていき、急速な変容がもたらされたのである。

【主要参考文献】：

- 川島麗華 2021『ノヤキの伝承と変遷—近現代における火葬の民俗学的研究』岩田書院
生活衛生法規研究会 2007『逐条解説墓地、埋葬等に関する法律』新版、第一法規出版
林英一 2010『近代火葬の民俗学』法蔵館
村上興匡 2001「中江兆民の死と葬儀—最初の「告別式」と生の最終表現としての葬儀」『東京大学宗教学年報』19
山田慎也 2007『現代日本の死と葬儀—葬祭業の展開と死生観の変容』東京大学出版会
国立歴史民俗博物館・山田慎也編 2013『近代化のなかの誕生と死』岩田書院
山田慎也 2017「告別式の平準化と作法書」『国立歴史民俗博物館研究報告』205

葬儀事業者のサービス業化と消費者意識

玉川 貴子(名古屋学院大学・現代社会学部・准教授)

(1)はじめに：戦後の葬儀業界と転換点

現在、葬儀業はサービス業との認識は疑う余地がないものと思われる。しかし、葬儀業界において最初からそのような認識があったとはいえない。そこで、その認識がいつ頃確立し、「消費者」意識がどう組み込まれていったのかを確認していきたい。まず、戦後の葬儀業界を5つの時期に分けておきたい。第一の時期は、1960年代前後から祭壇の奢侈化がみられ、社会的に「消費者」というカテゴリーが登場した時である。第二は、1975年における全葬連の認可とサービス業としての事業の位置づけが確定した時期である。第三は、1990年代以降、マス・メディアで葬儀に関する情報が取り上げられるようになり、葬儀において「自分らしさ」を表現するという個性化・差異化が見られるようになり、エンディングノートなども出てきた時期である。第四は、葬儀会館での葬儀が自宅での葬儀を上回った時期である。第五は、2010年前後であるが、2008年に映画「おくりびと」が公開され、2009年頃より「終活」という言葉が広まり、エンディングノートなど、マスコミで取り上げられるようになった¹⁾。ここでは、特に第一～第三までの時期を中心に葬儀業のサービス業化と消費者との関連を資料からたどる。

(2)「業」としての位置づけと消費：1945～60年代

1950年(昭和25年)3月26日、のちに全日本葬祭業組合連合会(現・全日本葬祭業協同組合連合会、以下、全葬連と略)初代会長となる、東京葬祭業協同組合の小林總一郎氏(以後、小林)は、六大都市の業者代表者との集まりをもち、全国的な組織の必要性について訴えた。当時、葬儀業への付加価値税導入が検討されていたが、その件で陳情する際に管轄省庁が定まっていないという問題があった²⁾。なお、付加価値税導入について審議された地方行政委員会においても葬儀業については、曖昧な認識であった³⁾。

1957年5月2日、東京渋谷で木村厚生省事務次官、岡崎英城代議士、全葬連から小林ら10名が出席し、葬祭業法制化のための懇談会が開かれた。このとき、全葬連は、「死体取扱師ではなく、式典指導者としての資格」を求めたという⁴⁾。遺体中心の事業という位置づけを避け、儀式中心の事業であることを模索し始めていた。さらに、1963年時、全葬連常任役員であった木下勇氏は機関誌『葬祭界』で業界についての将来性に言及し、心のこもった式典遂行を義務としつつ「生活様式の著しい変転に伴い、業界にも時代と共に大きく葬儀の近代化を迫ま(原文ママ)られている」とし、「価格の大衆性と云う事についても十分考慮しなければならない。即ちあらゆる階層の求めに応える規格と価格体系を調える事」と指摘している⁵⁾。「価格の大衆性」とはいえ、実際、階層差などが反映された祭壇販売がみられており、後年、葬式無用論の運動にもつながる。「価格の大衆性」は、「消費者」にとっての葬儀価格という意味も含まれていたと考えられる。

また、冠婚葬祭互助会の伸展と1961年の割賦販売法の制定によって、葬儀における消費者意識が顕在化しやすくなったと考えられる。当時、割賦販売法が適用されていた主要商品は、家電などであったが、前払式割賦販売が拡大したこととともない、改正が行われ、後年の割賦販売法改正時、冠婚葬祭互助会⁶⁾についても言及されることとなった。

1968年、稲田務・太田典礼氏らが「葬式を改革する会」を結成し、葬式無用論が起きた。当時、メディアや新聞などでも取り上げられ、反響も大きかった。同年11月19日朝日新聞で「盛大な儀式で浮かばれるか」というタイトルで稲田務氏は「死を尊ぶがゆえに通俗の行事は排したい。金持は目をうばうばかりにし、庶民も不相応にして世間の慣例に押し流されてしまっている。あとに残ったもののために

金は使うべきです」と主張した⁷⁾。葬儀費用の経済的合理化に言及し、消費者の視点から葬儀の簡素化運動を展開したといえる。

(3) サービス業としての全葬連の認可と割賦販売法：1970年代

1972年4月19日、衆議院商工委員会で割賦販売法について取り上げられた。そのなかで、デパートの友の会や冠婚葬祭互助会も割賦販売法の適用範囲として言及されたのである。ここで興味深いのは、結婚や葬祭に関する事業についての日本社会党横山委員の発言で、商品であることの特殊性に加えて、サービス購入・消費者への言及の際、「この結婚だとか葬式というのは、わりあい低所得階層の分野」という見解だったことである⁸⁾。1972年6月には割賦販売法が改正され、クーリング・オフ制度や前受金の保全など消費者保護の措置がとられることとなった。冠婚葬祭互助会はこれにより、許可制事業となった。

全葬連は1975年、管轄省庁が確定し、認可を受けることになった。元全葬連専務理事のK氏によると、省庁においても「墓地埋葬等に関する法律」との関係から厚生省か、サービス業ということで通産省か、見解が分かれていたのだという(2007年3月9日、全葬連専務理事(当時) K氏のインタビュー)。小林は、インタビューのなかで「葬儀屋というイメージが悪い。そこで葬祭業はサービス産業であるということで、厚生省所管だったものを働きかけて通産省にもっていった。今では税務署も政府も葬祭業をサービス業に位置づけ、イメージアップしたと思う」と話している⁹⁾。

ただ、葬儀業がサービス業だとすると、遺族(喪家)は消費者と位置付けられるがゆえに、葬式無用論のような葬儀代批判もいっそう顕在化しやすくなったと考えられる。

(4) おわりに：戦後の葬儀と消費者意識

葬儀は、死にたいする宗教的・民俗的慣習である。葬儀は、地域社会とともに地域に根付く事業者らによっても支えられている¹⁰⁾。地域に密着しつつも1960年代には葬儀業の近代化を葬儀業界で目指し、サービス業であるとの認識があった。ただ、著名人が葬式無用と喧伝したことで、葬儀に対する消費者意識も顕在化しやすくなり、葬儀費用などへの批判も起きた。とはいえ、そうした運動が起きたとしても、遺体を扱う事業より儀礼にかかわるサービス業であるほうが、業界が発展していくうえでの最適解だったのである。

【引用・参考文献】：

- 1) 玉川貴子 2018『葬儀業界の戦後史』青弓社
- 2) 全葬連50年史編纂委員会 2006『全葬連50年史』全日本葬祭業協同組合連合会、pp.44-49
- 3) 1950年の地方行政委員会から自由党の野村委員は、「どういう部類に属するのですか、はっきりいたさぬようですが、おそらく私は、大体同種の性格を持っている浴場、理容、こういう関係のいわゆる第三種に属するものに該当する、これに行くのではないかと考えております」と発言し、政府に回答を求めた。萩田政府委員は、「物品賃貸業、あるいは二十一号の請負業、こういったもののまざった業態だと考えております」と回答している(国会会議録「第7回国会 衆議院 地方行政委員会」第20号、1950年4月13日)。
- 4) 全葬連50年史編纂委員会 2006『全葬連50年史』全日本葬祭業協同組合連合会、p.51
- 5) 木下勇 1963「業界の将来」『葬祭界』第26号、全日本葬祭業組合連合会[現・全日本葬祭業協同組合連合会]、p.1
- 6) 全日本冠婚葬祭互助協会の発足の経緯については、田中が著書で言及している(田中大介 2017『葬儀業のエスノグラフィ』東京大学出版会、p.70)。
- 7) 1968年11月19日(火曜日)朝日新聞(5)。また、「葬式を改革する会」の他の会員の主張については、稲田務・太田典礼編 1968『葬式無用論』葬式を改革する会がある。この会の主張に対する全葬連側の反論については、前掲書(『全葬連50年史』、『葬儀業界の戦後史』)や玉川貴子 2024『葬儀業』平凡社、pp.61-65に掲載。
- 8) 国会会議録「第68回国会 衆議院 商工委員会」第15号、1972年4月19日
- 9) 表現社(表現文化社) 1991『SOGI』3号、p.83
- 10) 山田慎也 2007『現代日本の死と葬儀』東京大学出版会

墓標から見た家墓の核家族化

朽木 量(千葉商科大学・政策情報学部・教授)

1. 問題の所在

近年、いわゆる「墓じまい」が多くなったことが指摘されている。「Google トレンド」を使って、インターネット検索の傾向を分析すると、「墓じまい」という語は2014年ごろから検索され始め、2024年10月まで一貫して増加傾向にあり、かつ毎年の中では8月にピークを迎えていることが分かる。また、厚生労働省の衛生行政報告例の改葬件数を見ても、2019年まで増加してピークを迎えた後、コロナ禍にあっても高止まりし、2023年には過去最多の15万1076件を記録する。一見すると、少子高齢化が顕著になった近年特有の現象に思われる。しかし、少子化だけでなく、後継ぎが女兒ばかりで、彼女たちが嫁いだ結果、墓の管理が手薄になり「墓じまい」せざるを得ない現象は、近代・前近代でも一定の確率で生じていたはずである。したがって、それだけ数多く「墓じまい」されるためには、仕舞われるべき墓が近代・前近代よりも多く存在しなければならない。即ち、墓じまいに先行する「造墓ブーム」が存在する必要がある。後述するように、その背景には戦後の戸主制度の廃止や高度経済成長期以降の墓の乱立があると考えられるが、石材店の業界内でのこれまでの墓標研究ではその実態はあまり捉えられてこなかったといえる。

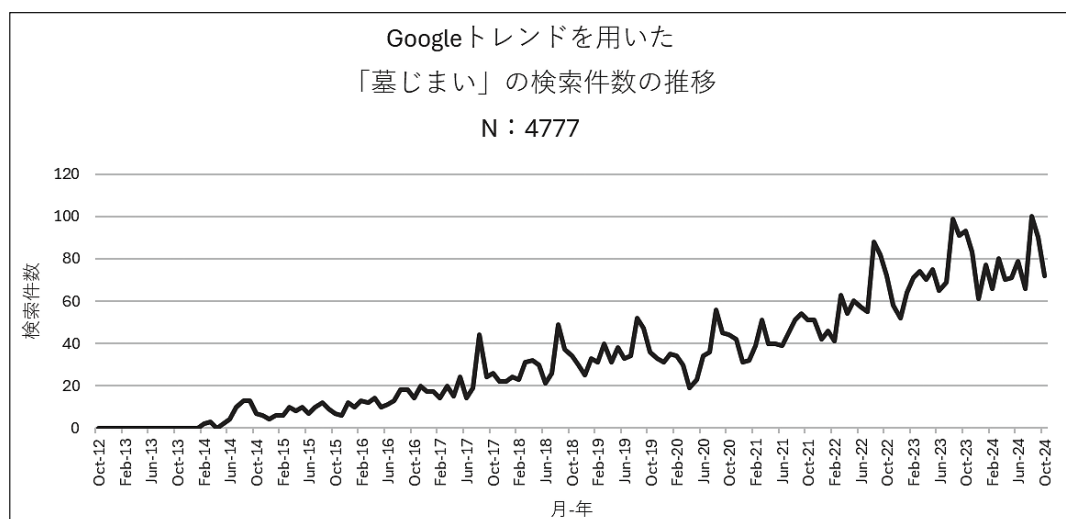


図1 「墓じまい」検索件数の推移

2. 近代以降の墓造立数の推移と戸主制度の終焉

墓標研究では、前近代を対象とした研究が多く、近代以降現代までを対象とする研究は多くない。しかし、近代以降も対象とした研究を見ると、近畿以外の地域では17世紀初頭に墓標を立てることが一般化しはじめ、17世紀後半に1つ目のピークが、18世紀半ばにもピークがあり、19世紀半ばに一旦減少する。19世紀末から20世紀にまたピークがあり、1940年代に一旦減少し、1970年代に爆発的に増加することが共通して指摘できる。これらの傾向は、17世紀のものが庶民における墓標造立の一般化、18世紀におけるものが複数戒名(2名併記など)に伴う墓標造立層の拡大、19世紀半ばの減少は幕末明治維新期の混乱によるもの、19世紀末から20世紀前半の増加は累代墓の造立と戦没者墓標の造立、その後、第二次世界大戦期の減少を経て、高度経済成長以降増加したと考えられている。しかし、戦後の増加は、それまでと比較にならないくらいに倍増しており、単なる生活革命による生活の向上だけでは説明できない。そこで注目されるのが、戸主制度の終焉である。1947年5月

2日までは戸主制度が厳然と存在しており、そもそも次男三男だからと言って「分家」が自由にできたわけではなかったといえる。さらに問題を複雑化させたのが、相続税法の運用であろう。1950年に相続税法が施行された時点では被相続人が生前に購入したお墓は非課税財産であると規定された一方で、1978年の相続税法基本通達では葬式費用は控除されるものの、その葬式費用にお墓の購入費用は含まないと規定された。高度経済成長により生じた生活のゆとりと集団就職などによる都会への移住を背景として、この1978年の通達が生前の墓石購入を促したのではないだろうか。



図2 市川市地蔵山墓地墓標造立数の推移

3. 市川市内及び鎌ヶ谷市の墓標調査から見た家墓の核家族化

2で述べた、次男三男の「分家」と、それに伴う累代墓の造立という仮説は、墓標研究において、これまで実証的に調べられたわけではない。そこで、本研究では、鎌ヶ谷市における悉皆の調査報告のデータを二次的に利用し、墓域とそこに立つ累代墓との関係を調査した。即ち、1墓域内で累代墓が1基のみ建てられている場合は、永続的に利用されてきた墓域に新たに累代墓が建てられたのではなく、分家した家による新規の累代墓の造立とみなして、永続的に利用していた墓地における累代墓の造立と区別して集計し、分家による造墓行為の実態を明らかにし、家墓の祭祀主体が核家族化する様子をとらえることとした。その結果、仮説の通り、高度経済成長期以降1墓域1累代墓の造立が増加することが確かめられた。

4. まとめ

現在、墓じまいの急速な増加が問題となっているが、その背景として、1970年代の「造墓ブーム」による墓石の絶対数が増加していることが指摘できた。「分家」による墓の造立主体の拡大と、核家族化や少子化により墓を維持すべき主体がやせ細ることにより墓を維持しきれなくなったことが「墓じまい」隆盛の原因であると結論付けられる。

【主要参考文献】:

- ・市川市史民俗部会 2014『地蔵山墓地調査報告書』市川市文化振興課
- ・小川 浩 2003「墓塔が語る村落の歴史と文化―栗野地区の事例を中心に―」『鎌ヶ谷市史研究』16、pp.71-101
- ・鎌ヶ谷市市民生活部環境課 2016『鎌ヶ谷市史跡環境(墓地)調査報告書』鎌ヶ谷市
- ・田中藤司 2007「死を記念する/記念しなす―農村家族史のなかの位牌・墓標史料―」『民衆史研究』73、pp.19-36
- ・妙好寺墓標調査グループ 2013『墓石からみた妙典と妙好寺の歴史展展示解説』早稲田大学人間科学学術院 谷川章雄研究室

「死の社会化―死後をどのように支え合うのか、鹿児島・神戸の自助組織の事例から」

小谷 みどり(シニア生活文化研究所・代表理事)

1. 死を取り巻く社会の変容

戦後、家族のかたちは大きく変わった。子どもがいても、高齢期は夫婦のみで暮らす人が増えている。厚生労働省『国民生活基礎調査』によれば、65歳以上がいる世帯のうち、三世帯世帯が占める割合は、1975年には54.4%と過半数だったが、2022年には7.1%にまで減少した。代わって夫婦のみの世帯が32.1%、単独世帯も31.8%と、子どもと離れて暮らす高齢者が主流となっている、

国立社会保障・人口問題研究所が2019年に発表した推計によれば、2040年には、世帯主が65歳以上の世帯のうち、40.0%がひとり暮らしになり、東京都では全国最高の45.8%にのぼるという。大人数で住む高齢者が少なくなれば、将来的に単身化する可能性は高い。

地域のつながりも変容している。内閣府『社会意識に関する世論調査』によれば、地域での付き合いをどの程度しているかという質問に対し、「親しく付き合っている」と回答した人は1980年調査では43.9%いたが、2002年調査では「よく付き合っている」人が21.1%、2022年調査では8.6%にまで減少している。

地域のつながりが少ないことが、ひとり暮らし高齢者の孤立を助長している。国立社会保障・人口問題研究所が2022年に実施した「生活と支え合いに関する調査」では、ひとり暮らしをしている男性高齢者の15.0%、同じくひとり暮らしをしている女性高齢者の5.1%は、2週間のうち1回以下しか会話をしていない。ひとり暮らしの男性高齢者の6人にひとり、女性高齢者の20人にひとりが、電話も対面も含め、2週間以上も誰とも話さないという驚きの実態が明らかになっている。

2. 生の共同性でなくなった家族

死亡年齢の高齢化、核家族化、地域共同体の変容に伴って、葬儀の小規模化や私事化が進んでいたなか、コロナ禍によって、その傾向に拍車がかかっている。そもそも葬儀は、亡くなった人と、その人を見送る人の双方がいなければ成立しない。今後はますます、参列する人がおらず、火葬のみで済ませるケースが増えていくことが想定されるが、死を悼む人が誰もおらず、遺体処理だけで済まされることが当たり前の社会は、果たして健全なのであろうか。葬儀は、その人の生前の対人ネットワークの表層なのであれば、葬儀の簡素化や消失は無縁社会の成れの果てでもある。

お墓も同様で、日本では、人が亡くなって以降のことは、家族や子孫が担うべきとされてきた。しかし昨今では、子々孫々継承を前提とするお墓ではなく、血縁を超えた人たちと一緒に入る共同墓や合葬墓を志向する人もいる。ここ数年、こうした共同墓を公営墓地に新設する自治体が増えているし、市民団体、寺院や教会等の宗教施設のほか、老人ホームなどの高齢者施設が運営する共同墓もある。血縁を超えた人たちで入るこうした共同墓は、子々孫々での継承を前提としない点が特徴だ。

3. 生と死の共同性の事例

どんな人も自立できなくなったら、誰かの手を借りなければならない。しかし、家族がいても高齢で頼れない人、別居する子どもに迷惑をかけたくないと考える人、あるいは頼れる家族や親族がそもそもいない人たちの急増で、自立できなくなった場合、家族以外の誰に頼ればいいのかという問題が昨今、クローズアップされている。

血縁、親族ネットワークだけでは老い、病、死を永続的に支え続けることは不可能なところまで、日本の社会は変容している。ライフスタイルや家族関係が多様化するなか、子々孫々でお墓を継承することが不可能な時代になりつつあることは自明だ。

墓は、遺骨の安置場所以外に、遺された人が死者と対峙する場所という機能があるが、死後の共同性は、死者同士が死後に共同性を形成することは不可能である以上、遺された人たちが保証するしかない。つまり遺された人たちの共同性が、死後の共同性と連動することでしか、死にゆく人に対して死後の安心を与えられないのではないだろうか。これまでの「イエ」や「家族」、「地域」はまさしく、生の共同体であり、それが死後の共同性でもあった。その意味で、血族や姻族に限らない新しい生の共同性の構築が、死後の共同性の保証につながる可能性があるのではないかとと思われる。

たとえば1999年に設立された兵庫県高齢者生活協同組合は、県内で5600人ほどの会員を抱える組織だが、2014年、2017年にそれぞれ別の民間霊園に共同墓を建立した。「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」「寝たきりにならない、しない」というテーマを掲げ、老いを地域や会員同士で支えあう仕組みを構築してきたが、死後もつながりたいという会員からのニーズが高まってきたのがきっかけだという。

生前にお墓を契約する会員が増えてきたことから、この組織では「永遠の会」を結成し、契約者と遺族を結ぶ会として、年に4回、ランチ会や合同慰霊祭など、会員同士の親睦を図っている。同じお墓に納骨されているという観点からみれば、「永遠の会」は遺族の共同体だが、いずれは自分もここに入るという観点では、死後の共同体であるともいえる。

もう一つの事例は、鹿児島県の「ゆくさの会」である。頼れる家族や身寄りがいない単身者が緩やかに支え合う互助組織で、会員は130人ほどがいる。入退院時には付き添い、病状説明を本人と一緒に聞いたり、買い物支援をしたりもボランティアです。葬儀にはメンバーが集まり、みんなで送る。

このように、血縁によらない、生から死をつなぐ共同体が、今後の葬送や墓のあり方にも影響を与えていくことに期待したい。

弔いのデザインの方向性—新たなつながりの時代に求められるもの

瓜生 大輔(芝浦工業大学・デザイン工学部・助教)

1. 概要

今日、死者を親族・血縁が弔うという前提が崩れつつある。本シンポジウムでも議論される「引き取り手のない遺骨」の増加は、この変化を象徴している。地方自治体がこうした遺骨の扱いに苦慮する実態が明らかになってきた一方で、故人が荼毘に付された後に血縁者が現れるといった問題も発生している。少子高齢化やグローバル化により、引き取り手がいない、あるいはすぐには見つからないといったケースも増加している。

葬儀に関しても、親族・血縁が主催するという暗黙の了解のもと、縮小傾向にある。家族葬が主流となったことで、葬儀に招かれなかった近親者から遺族が非難を受けるといったトラブルも発生している。故人の友人や元同僚には一切知らせがないこともあり、過度な葬儀の簡素化・縮小化が故人に別れを告げたい人々の参列機会を奪う状況を生んでいる。

また近年、墓じまいや仏壇の処分が進んでいる状況からも、墓や仏壇を親族・血縁が継承するという前提の揺らぎが見て取れる。一方、1990年代以降、自然葬や手元供養など、継承を前提としない新たな方法が出現するなど、すでに新たな弔い方が模索されている。

今後、葬儀、墓所、家内における、親族・血縁「以外」の人々による弔いの形はどうあるべきか。死者を偲びたい気持ちは親戚・血縁関係の有無に関わらず存在する。今日の多様な人間関係をふまえた新しい弔い方、弔いのデザインが求められるのではなかろうか。デジタルメディアやSNSの普及により、オンライン上の人間関係も重要なつながりとして認識されるようになった。しかし、そのような「対面したことのない知人」が亡くなった際に、親族・血縁者以外が弔う方法は、現状ではほとんど検討されていない。

本発表では、四半世紀先を見据えた「新たなつながりの時代」に求められる弔いのデザインの方向性を展望する。「デジタル両墓制」、オンラインメモリアル、「バーチャル葬儀」、AI時代の偲び方など、現時点で存在する事例や技術紹介を交えながら、その展開可能性を考察する。

2. デジタル両墓制

デジタル両墓制(瓜生 2024a)とは、物理的な(遺骨の)保管・埋葬の場とデジタル技術を介した参拝・祭祀の場を共にもつ現代的な墓制のことを指す。遺骨の埋葬場所が「埋墓」であり、デジタル「故人情報」(瓜生 2023、2024c)を閲覧できるデジタル祭壇などが「詣墓」となる。今日のデジタル両墓制を最もわかりやすく体現するのが都市部に見られる搬送式(機械式)納骨堂である。多くの搬送式納骨堂の参拝ブースにはデジタルモニターが備えられ、故人を偲ばせる写真などを表示できる。通常の参拝時は、いわば「デジタル詣墓」を拝むことはできるが、遺骨が納められた「厨子」(埋墓)を目の当たりにすることはできない。最近では、(倉庫型の埋葬部屋に安置された)遺骨は搬送されない「搬送されないデジタル納骨堂」も出現してきており、まさにデジタル両墓性が進んでいる。

3. オンラインメモリアル

FacebookのMemorialized Accounts(追悼アカウント)などに代表されるオンラインメモリアルは、現状、日本ではほとんど知られていないものの、世界的には認知されつつある。米国では大手葬祭関係企業ディグニティー・メモリアル(Dignity Memorial)が、墓地の契約者向けに専用のオンラインメモリア

ルサービスを提供している他、「終活」に特化したオンラインサービス「cake」もユーザー数を伸ばしている。

潜在的な墓地不足問題を抱えている台湾では、行政主導で自然葬(海洋散骨や樹木葬)を推進するとともに、オンラインメモリアルサービスの普及・啓蒙活動を進めている。2003年に開設され、台北市葬儀管理局が運営・管理する「生命追思紀念網」は、コロナ禍の2020年には15万人あまりのユーザー数を記録するなど、社会的影響力が拡大している。行政主導の事例として、注目に値する。(瓜生2024a)

4. バーチャル葬儀

「バーチャル葬儀(参列)」とは、なんらかのデジタルメディアを介して葬儀に「参列」・関与することである(瓜生 2024b)。コロナ禍の外出制限・自粛を契機に顕在化した(事業者主導の)オンライン葬儀参列サービスは、現在では影をひそめ、その概念そのものが忘れ去られつつある。しかし、超高齢化社会を迎え、グローバル化も進む今日において、バーチャル葬儀そのものの需要が消え去った訳ではない。

バーチャル葬儀のあり方を具体的に提示し、葬儀事業者や研究者のみならず、一般の方にもその意義や今後の葬儀のあり方を考える機会を提供するために、私が発起人、プロデューサーとなり、映画『それはかつてあったから』(監督:有馬俊、2025年公開予定)を制作した。映画の中では、遠隔会葬、対面・遠隔参列者同士の双方向コミュニケーション、葬儀や法要の録画の視聴、故人へのメッセージや思い出の写真の投稿・閲覧機能などが描かれる。本映画の上映会などの案内を希望される方はfilm@uriu.jpまでご連絡下さい。

5. AI時代の偲び方

(生成)AI技術の普及により、これまでは「死者に口なし」だった死者を擬似的に話させたり、動かしたりすることが可能になった(瓜生 2023、2024c)。これは本人(故人)の希望する・しない、また社会的な影響の大小に関わらず、現行の法律においては、残された人の意思により可能である。少なくともそのような「演出」が可能な時代となりつつある。しかし、死者のAIを使うか使わないか、死者に「口(クチ)」を与えるかは、残された人間次第である。今後どのように使うのか(使わないのか)を検討するのも私たちである。いずれにしても、今後の弔いのデザインを考える際、AIの利用も考慮しなければならないことは間違いない。

6. おわりに

今日、生者に死者の「存在」を感じさせるデザインの多くがデジタルメディアを介して成立している。そもそも、(科学的には)すでに死者はこの世にはおらず、あらゆる死者はバーチャルな存在である。日本社会では法律的にも社会通念的にも遺骨は死者(故人の遺体)そのものであるとみなされているが、いつまでその前提を維持するべきかは議論の余地があるのではないかと私は死者の存在を感じさせるあらゆるものをデジタル(バーチャル)化すべきとは考えていないが、インターネットに接続されたデジタルメディアを介すことにより、親族・血縁以外が関わる余地を容易にデザイン可能となる。今後の弔いのデザインの方向性を検討する際、今まで以上にデジタルメディアの意義を考慮すべき状況になってきていることは強調したい。

【参考文献】:

- ・ 瓜生大輔 2023「AI時代の故人情報デザイン」『都市問題』114巻8号(2023年8月号)、pp.35-39
- ・ 瓜生大輔 2024a「21世紀の両墓制：納骨堂へのデジタル技術導入にともなう埋葬形態と祭祀対象の変化」『論文集(2023年度・令和5年度)』冠婚葬祭総合研究所、pp.113-135
- ・ 瓜生大輔 2024b「パネルの主旨とまとめ」『宗教研究』第97巻 別冊 第82回学術大会紀要特集、pp.110-111
- ・ 瓜生大輔 2024c「デジタル故人情報リテラシー」『世界』第984号(2024年8月号)、岩波書店、pp.161-167

社会は「無縁故死者」をいかに受け入れるべきか —韓国と日本の比較

金 セッピョル(総合地球環境学研究所・客員助教)

本発表の目的は、韓国と日本の無縁故死者の葬儀を比較し、死者の属性や葬儀のニーズが多様化する現代において、社会がいかにそれを引き受けるべきかという問題を考察するための手がかりを提供することである。

日本では1990年頃から、自分の死後どのように葬られるかを自分で決めようとする「死後の自己決定権」という考え方が台頭し、その選択肢として、それまで標準化されていた「先祖代々の墓」以外の形態を希望する人が増えていった。例えば、生前に自然葬(散骨)、樹木葬、合葬墓などを選び、契約しておく場合などである。

しかし自分の葬儀は自分で行えないという葬儀本来の共同性(金セッピョル2019)や、葬儀の実施主体として近親者が前提となる日本の法制度の問題(森1993)から、死(にゆく)者本人が上記を希望しても、近親者の意向との相違などの理由により実現されないケースも多い。つまり、死者の属性やニーズが多様化しても、それを実施できる受け皿が十分に用意できていない現状である。

このような状況は、そもそも葬儀を実施してくれる近親者がいない無縁故死者の場合、より顕著である。日本において無縁故死者は、一部の自治体を除いては、死者の生前の意思が反映されるどころか、直葬されて無縁故死者専用の納骨施設に安置される場合がほとんどである。しかし山田も指摘しているように、個人化が進み近親者がいないのが当然の事態となっていくなか、このような対応でいいだろうかという疑問が残る。誰もが個別に弔われることは、社会を構成した一人の人間としての尊厳を守る上で重要である(山田2022)。

多様化の時代に誰もが尊厳ある形で弔われるためには、まず①無縁故死者本人の意思の反映、②近親者でなくても葬儀を実施できる主体の設定、③個別的な葬式や追悼の場が必要であると考えられる。本発表ではこの三つの軸を中心に日韓の状況を比較したい。

まず日本ではすでに言及した通り、無縁死者の場合は死者の意思が反映される余地がほとんどなく、基本的には近親者が葬儀の主体となる。身元が判明されない死者に関しては過渡期的な措置として自治体が埋火葬を行うが、いつか近親者が現れることが期待され、一定期間、遺骨が保管される。身元が判明されたが引き取り手のいない死者に関しては行政が埋火葬を行うが、あくまでも例外的な措置となっている。また個別的な葬式や追悼の場がなく、自治体または関連団体による合同の慰霊祭が行われることがある(山田2022)。ただし、他報告にもあるように、自治体ごとのバリエーションは大きい。

一方、韓国の墓地行政は近年まで植民地時代からの影響により、日本と概ね同様の状況であった(キム・ジンソン2019)。葬儀の実施は配偶者、子女、父母、子女以外の直系卑属、父母以外の直系尊属、兄弟・姉妹とされ、これらの近親者がいないか、いても引き取りを拒否した場合は「無縁故死者」となる。その数は2013年に1,271人、2018年に2,447人、2023年に5,134人と、急増中である。

それが2018年から大きく変化し始める。まず③個別的な葬式や追悼の場に関する変化として、ソウル市で「公営葬礼条例」が制定されたことが挙げられる。この条例により、無縁故死亡者の埋火葬のみならず、「殯所(葬式を行う部屋)をもうけ、故人礼式などを含む葬礼を円滑に進行すること」ことが市長の義務となる。その一環としてソウル市立昇華院(火葬場)には「ソウル市公営葬儀専用殯所」がもうけられ、ソウル市から委託を受けた葬儀業者や非営利団体の主導により一日に一～二回、一回につ

き一～二人の葬式が行われる(写真1、2)。このように無縁故死者の葬儀を自治体長の義務とする条項は、2023年に「葬事などに関する法律」が改定されたことにより全国に適用される。



写真 1



写真 2

さらに、火葬後の遺骨は、従来は火葬場の一角にある合祀場に遺灰を入れる形で行われていたが(引き取り手が判明していない場合は一定期間保管後合祀、引き取り手が判明しているが引き取りを拒否した場合は火葬後すぐ合祀)、2023年からは、自治体が運営する施設に納骨、自然葬、樹木葬することが可能となる。

このような変化を主導しているのは、非営利団体「ナヌムとナヌム」である。「ナヌムとナヌム」は2011年、元慰安婦女性たちのうち、身寄りのない人たちの葬儀支援をきっかけに発足した、人権運動家を中心とした団体である。彼らは上記のみならず、②近親者でなくても葬儀を実施できる主体が認められるようにするための活動に取り組んできた。その成果として、2023年には「葬事などに関する法律」において「長期的・持続的な親交を結んだ人」も葬儀の主催者としての権利が保障されるようになる。

ただ、①無縁故死者本人の意思の反映については、まだ法律的に実現されてはいないのが現状である。「ナヌムとナヌム」はこれを次の目標として設定しており、今後の推移が注目される。

このように異なる状況にある日韓の無縁故者葬儀を比較することで、多様化の時代にどのように葬墓制を再構築していくかを考える上でのヒントを提供したい。

【参考文献】:

- ・キム・ジンソン 2019「無縁故死者死亡者葬礼式の実践と意味—ソウル市NPO団体の無縁故葬礼を中心に」江源大学校大学院文化人類学科修士論文
- ・金セッピール 2019『現代日本における自然葬の民族誌』刀水書房
- ・槇村久子 2018「単進化社会・無縁化社会の進行と葬送・墓制の三つの方向」鈴木岩弓・森謙二編『現代日本の葬送と墓制—イエ亡き時代の死者のゆくえ』吉川弘文館
- ・森謙二 1993『墓と葬送の社会史』講談社
- ・山田慎也 2022「引き取り手のない故人の葬送と助葬制度」山田慎也・土居浩編『無縁社会の葬儀と墓—死者との過去・現在・未来』吉川弘文館

地方自治体による遺体・遺骨に対する儀礼

大場 あや(日本学術振興会・特別研究員(PD))

1. はじめに

超高齢社会の到来に加え、地域社会や家族のあり方が変化し、非婚化や単身世帯の増加、貧困などを背景に、地方自治体が引き取り手のない死者の火葬から遺骨の安置・保管までを担う事例が増えている。本発表では、身寄りが無い等の事情により地方自治体が引き取る死者について、全国1,718市町村および東京23特別区の自治体を対象に実施した全国アンケート調査(郵送、回収数918、回収率53%)のうち、①遺体安置から火葬までの供養・追悼の儀式、②遺骨の最終的な安置場所における供養・追悼の儀式に関する項目を扱う。

総務省による「遺留金等に関する実態調査結果報告書」(2023年)によれば、2018年4月から2021年10月までに「引取者のない死亡人」が10万件以上に上り、市区町村で保管していた「無縁遺骨」は約6万柱あること、それにより地方公共団体の事務的・費用的負担が増大していることが報告された。総務省の調査は、「引取者のない死亡人」の全国的な状況を初めて明らかにした点で大きな意味を持つ一方、地方公共団体の負担軽減に向けた遺留金の処理・保管に焦点があてられていたため、死者が具体的にどのように送られ、供養・追悼されているのかについては関心の対象外であった。

そこで本アンケート調査では、上記①・②の実施状況を質問し、全国的な傾向の把握を目指した。

2. アンケート結果

①遺体安置から火葬までの儀式の実施状況

地方自治体が死者を引き取り、火葬などの対応を行う場合に根拠となる法律は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(以下、行旅法)、「墓地、埋葬等に関する法律」(以下、墓埋法)、「生活保護法」の3つである。本調査では、遺体・遺骨に対する儀礼として、「僧侶による読経」(以下、僧侶読経)および「市区町村職員や葬祭業者による拝礼」(以下、職員・業者拝礼)を想定し、選択肢を設けた。

まず、僧侶読経ないし職員・業者拝礼を実施するかどうか、上記3法律に分けてそれぞれ質問したところ、行旅法に基づいて対応する事例において何らかの儀式を行う自治体の割合は34%、墓埋法は32%、生活保護法は31%であった。儀式内容の内訳は、【僧侶読経のみ実施】が行旅法で13%、墓埋法で13%、生活保護法で15%、【職員・業者拝礼のみ実施】は行旅法57%、墓埋法58%、生活保護法59%、【どちらも実施】は行旅法30%、墓埋法29%、生活保護法27%であった。

よって、いずれの法律においても儀式の実施状況に大きな差はなく、なかでも職員・業者による拝礼を行う自治体(職員・業者拝礼のみ+どちらも実施)が86~87%と多いことが分かる。地域別では、3法律いずれも北海道・東北・北陸・九州の実施率が高い傾向にあった。法律横断的に見ると、【3法律すべてにおいて何らかの儀式を行う自治体】が27%、1~2法律において行う自治体は10%、【3法律すべてにおいて何も儀式を行わない自治体】が63%となり、3法律すべてで行うか、全く行わないか、儀式の有無が明確に分かれる結果となった。

3法律すべてにおいて儀式を行う自治体を人口規模別に見ると、大都市(50万人以上)が2%、中都市(10万人以上50万人未満)が9%、小都市(10万人未満)が35%、町村が55%と、町村部が過半数を占めている。一方、儀式を行わない自治体は、関東・中国に多く、人口規模別では、市区61%(大都市3%、中都市22%、小都市36%)、町村39%と、市区部の割合が高かった。とくに儀式を行う場合に比べて中都市の比重が大きくなっている。

②遺骨の最終的な安置場所における儀式の実施状況

次に、納骨堂や合葬墓など遺骨の最終的な安置場所における儀式の有無、および儀式の主催者・頻度・形式をそれぞれ質問した。

儀式の有無について、「儀式あり」が28%、「儀式なし」が64%、未回答8%（「事例がない」「委託先による」との自由記述あり）であった。地域別に見ると、【儀式あり】の自治体は関東・東海・近畿に多く、人口規模別では、市区64%（大都市5%、中都市26%、小都市33%）、町村が36%と、市区部が顕著に高かった。これは、①で儀式を行う自治体が比較的町村部に多いことと対照的である。一方、【儀式なし】の自治体は、北海道・東北・中国に多く、人口規模別では、市区52%（大都市2%、中都市15%、小都市35%）、町村が48%となり、市区部が上回った。

よって、儀式を行う自治体は市区部に多く、しかも儀式なしの場合に比べて比較的規模の大きい都市に比重があるが、儀式を行わない自治体は町村と小都市に多い傾向にあると言える。仮説的ではあるが、自治体規模による引き取り事例の発生数・頻度と関係があると考えられる。

儀式を行う場合、その主催者は、「市区町村」が51%、「宗教団体」が27%、「社会福祉協議会など福祉団体」が6%、「その他」が10%であった。「その他」は、自由記述によると、葬儀社などの委託業者が最も多かった。儀式の頻度は、「年一回」あるいは「遺骨が安置／合葬されるたび」が多く、両者の割合を主催者別に見ると、【市区町村】は「年一回」が54%、「安置／合葬のたび」が33%、【宗教団体】はそれぞれ39%、38%、【福祉団体】は81%、13%、【その他】は64%、24%となった。

儀式の形式については、「無宗教形式」をおさえて「仏教式」が圧倒的に多く、【市区町村】では64%、【宗教団体】は93%、【福祉団体】は69%、【その他】は68%を占めた。

3. おわりに

本調査により、これまでほとんど明らかになっていなかった地方自治体が引き取る死者への儀礼的対応について、全国の大まかな傾向は把握できたと思われる。ただし、地域差や人口規模による対応の差異については、各自治体の人口推移や単身世帯数、生活保護受給率などとのクロス分析が必須であるし、具体的な対応状況の精査も必要である。例えば、①に関して、比較的規模の大きい市区部の方が事例の発生数が多く、火葬までの儀礼的な対応は委託した寺院や業者に任せる傾向にあるため自治体として対応していないという意味で「儀式なし」との認識なのか、事例発生数に対して人手が不足しているため儀式が実施されないのか、あるいは別の理由によるのか。「過去／近年に事例がないため規定がない」「業者に委託するため不明」との自由記述も少なくなかったことから、「儀礼なし」の回答の背景をより詳しく検討する余地があるだろう。また、②に関しても、儀式の形式や委託先がどのような経緯で選定されているのかといった対応フローの実態が解明されることで、対応に苦慮する地方自治体の実情が浮かび上がってくるものと思われる。

以上のような課題はあるものの、本調査により今後の実態把握に向けた糸口を掴むことは出来たのではないだろうか。今後、引き取り手のない死者数の増加が見込まれる中、地方自治体間で法律ごとの対応状況を共有することは、業務の効率化のみならず、社会において遺体・遺骨をいかに捉え、扱うべきかといった議論の進展に繋がる可能性があるだろう。

地方自治体による遺骨の扱い方―骨上げ・安置・納骨―

問芝 志保(東北大学大学院・文学研究科・准教授)

1. 目的

平均寿命の伸びや非婚者の増加、また地縁血縁の弱まり等によって、独居や貧困状態、身寄りのない高齢者が増加するにともない、「地方自治体が火葬・拾骨・一時保管・最終安置までを担う」ケースは今後増加していくと考えられる。しかし遺骨の保管費用や場所、期間等についての国レベルの法規定は存在せず、各自治体の運用に任されている。そうしたなか、マスメディアでは2010年代頃より、自治体が対応に苦慮していることや、あとから遺族が判明しても遺骨がすでに合葬され引き渡せないケースがあることが報じられてきた。

本発表では、身寄りがない等の事情による「引き取り手のない死者」＝「地方自治体が引き取る死者」について、全国1,718市町村および東京23特別区の自治体を対象に実施した全国アンケート調査(質問紙郵送、回収数918、回収率52.7%)のうち、遺骨に関する項目の単純集計結果を示す。その結果は我々の想定を超えて、自治体間での差異がきわめて大きいことがわかった。そこで本発表では仮説的ながら、各地方自治体による遺骨の扱い方にこれほど違いが生じた背景や要因について、地域別・人口規模別のデータをもとに考察を加える。

2. アンケート結果

アンケート結果の詳細(実数・割合)は当日提示するスライド資料を参照されたい。以下ではこの結果を読む際の留意点および若干の考察を記す。本調査の結果は、アンケート作成者側が「火葬→拾骨(骨上げ)→一時保管(安置)→最終安置(納骨)」というプロセスを自明の前提としていたことの問題性や、「拾骨」「埋葬」「納骨」などの基本諸概念の曖昧さを明らかにした。

拾骨(骨上げ) 「引き取り手のない死者」を自治体として火葬した場合、その拾骨の量は、当該市区町村で行われる一般的な火葬での拾骨量と比較して少なくしているかどうかを問うた設問では、「少なくしている」が23%、「同じ」が63%、「拾骨しない」が10%であり、その他無回答や複数回答が4%であった。ただしこの「拾骨しない」について、アンケート作成者側は「骨を拾い骨壺等に入れ安置することを一切せず、全て残骨灰とすること」を意味したが、結果として「市町村職員が“直接”骨を拾うことはない」といった意味に解された場合も含まれているようであった。われわれが意図した意味での「拾骨しない」自治体は10%よりもだいぶ少ないと考えられる。とはいえ、骨を焼ききる、灰になるまで火葬するなど、拾骨をしない旨を自由回答欄に明記している自治体もあり、一定数存在していることは確かである。なお、火葬していないと答えた自治体も1件あった。

一時保管(安置) 遺骨の一時保管所は、火葬場10%、葬祭業者9%、寺院等の宗教施設23%、自治体所有納骨堂25%の他、福祉関連団体の施設、役所の倉庫やロッカーといった自由回答もあった。一時保管期間に関しては、一時保管しないと2か月程度という回答もあれば、数十年～永年保存する自治体まで、全くさまざまであった。一時保管しないと回答した自治体の自由記述欄には、「引き取り手のない死者」と確認したうえで火葬するため個別保管は必要ないとの旨が記されているものがあつた。一時保管しない自治体の存在はアンケート作成時には想定外であつた。身元確認から火葬までのフローが自治体により異なっているのであろう。もっとも、内部で個別安置されているタイプの墓への埋蔵ならば、万一引き取り手が現れても取り出せるという可能性も考えられる。

最終安置(納骨) 最終的な保管形態については、他の人の遺骨と混合する状態に合葬するとの回

答が47%であった。これらの回答から、自治体によってそれらの対応が全く多様であることがわかった。「遺骨の管理、処分はすべて葬祭業者に一任しているため、合葬しているか否か自治体としては把握していない」といった回答も複数あった。他方で、自治体が永年個別保管するとの回答もあったが、それは「安置」といえるのか。安置とは何なのかという問いもつきつけられた。

なお、自由回答には「近年では、身寄りのない死者が生前自宅保管していた遺骨の取扱いに苦慮している」との書き込みもあった。これもまた、国による法規定のない領域である。

3. 遺骨の取扱いに差異が生じる背景

以上のように遺骨の取扱い方が自治体によって異なる要因には、自治体の規模や人口動態、宗教分布(たとえば真宗門徒の割合)などのような、さまざまなものが考えられる。

拾骨をめぐる民俗慣行として、おおむね東日本は全部拾骨(骨壺6寸以上)、西日本は部分拾骨(5寸以下)であることが知られる(日本葬送文化学会編2007『火葬後拾骨の東と西』日本経済評論社、p.3)。本調査での拾骨量についての質問は、この慣行の違いを念頭に置いている。「身寄りのない死者」の場合には通常よりもさらに拾骨量を減らすと回答した割合は、西日本が東日本よりも高かった。もともと部分拾骨のため、さらに減らすことにも抵抗感が少ないのであろう。一方、東日本では骨壺が大きいため保管スペース確保が困難で、最終的に合葬する割合が高いと考えられる。

なお、「拾骨しない」との回答が関東と東海地方に多かった理由は不明である。残骨灰に関する観念や慣行についての先行研究はほとんどないように思われる。近年、残骨灰の換金等をめぐるセンセーショナルなメディア報道も見られており、今後注目されるテーマかもしれない。

また、人口規模の大きい自治体ほど合葬の割合が高いこともわかった。「引き取り手のない死者」数が多いほど合葬の傾向があると言えそうである。

4. 多様性の評価、諸概念の不明瞭さ、そして今後の展望

本調査によって、これまで地域ごとに大きな差異があった葬墓制や遺骨・拾骨・納骨・残骨、あるいは無縁仏などとされるものをめぐる観念・慣行をめぐり、それが現代の遺骨行政のなかにどのような形で表れているかが、実におぼろげながらではあるが、確認された。

ただし、本調査は相対的な傾向性を観測しつつ因果関係を推測したにとどまり、実態解明というにはほど遠い。たとえば、東日本で人口規模が大きいにもかかわらず最終安置も個別に行っている自治体も複数存在する。それはなぜなのか。どのような方法で可能になっているのか。または、近畿地方は部分収骨慣行だが、それにもかかわらず最終合葬が多い。取扱う死者数の問題なのか、遺骨観の問題なのか。葬墓制研究者はむしろ多様性、特に一般的傾向とは異なっている個別の状況が一体どのような形で生じて今に至るのかの方に、興味を惹かれるのである。

だが現実として、遺族が大変なつらさを味わったり、各自治体の担当者が対応に苦慮したりと、そうした多様性が“問題”とみなされてしまい、全国統一的な指針を求める声が上がっているのも事実である。近い将来、国がたとえば「火葬→拾骨(骨上げ)→一時保管(安置)→最終安置(納骨)」のプロセスを制度化して「〇か月以上の一時保管をするべき」といった指針を示していくことになるのかもしれない。葬墓制や遺骨観念はますます全国的に均質化していくのであろうか。

ご案内

【展示のご案内】

- ・第3展示室特集展示「歴史・文化の中の鄭成功」
2024年11月26日(火)～2025年1月26日(日)
- ・第3展示室特集展示「和宮の雛飾り」
2025年2月18日(火)～2025年3月30日(日)

【催事のご案内】※聴講無料

- ・第457回歴博講演会「資料からみえる戦後の炭鉱社会」
2025年1月11日(土)13:00～15:00
講師：佐川 享平(国立歴史民俗博物館研究部歴史研究系・准教授)
- ・第44回歴博映画の会「宮本馨太郎のアチック映画作品－台湾高雄・パイワン族の記録－」
2025年1月18日(土)13:30～15:30
講師：内田 順子(国立歴史民俗博物館研究部民俗研究系・教授)
- ・第458回歴博講演会「古代王権・都城・加耶」
2025年2月8日(土)13:00～15:00
講師：仁藤 敦史(国立歴史民俗博物館研究部歴史研究系・教授)
- ・歴博映像フォーラム18「フッテージの活かし方を考える」
2025年2月15日(土)13:00～16:30
講師：内田 順子 他(国立歴史民俗博物館研究部民俗研究系・教授)

【歴博の情報発信】

国立歴史民俗博物館の企画展示・特集展示・フォーラム・講演会等の情報は、ウェブサイト・X(旧Twitter)・YouTube・ニュースレター(メルマガ)でもご案内しています。

- ウェブサイト <https://www.rekihaku.ac.jp/>
- X(旧Twitter) @rekihaku
- YouTube <https://www.youtube.com/@NMJH>
- ニュースレター ウェブサイトのトップ画面右上にあるアイコンより「歴博とは」のページを開きます。下にスクロールして表示される登録画面よりメールアドレスを送信してください。

第120回歴博フォーラム

超高齢社会における葬墓制の再構築をめざして

発行日 2024年12月21日

編集・発行 国立歴史民俗博物館

〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117

Tel.043-486-0123(代)



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立歴史民俗博物館
National Museum of Japanese History

ISBN 978-4-909293-24-4



9784909293244